

行政監査結果に係る措置状況報告書

(令和5年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第6号

令和5年10月10日

東大阪市監査委員 柴田敏彦
同 牧直樹

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

都市魅力産業スポーツ部	1
福 祉 部	3

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 5 年 9 月 5 日

3. 監査結果に関する報告

令和 4 年 8 月 10 日監報第 3 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

都市魅力産業スポーツ部所管事務

高齢者就業対策事業（都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室所管）

就労支援センターについて

当室が所管する就労支援センター（意岐部・永和）は、業者と委託契約を締結し、支援を希望する対象者に対して年齢制限を設けず、就労支援を行っている。

ところで、令和3年度利用実績は、新規13名、継続8名の合計21名となっており、延べ144件の相談を受けている。そのうち55歳以上の高齢者の利用は新規2名、継続3名の合計5名となっている。また、今回実施した高齢者の就労状況と今後の働く意欲に関するアンケート調査において、過去10年以内に利用したことがあるとの回答は1件のみであった。

就労支援センターの周知に努めるとともに、費用対効果の視点から検証し、今後の活動のあり方について検討されたい。

措置内容

措置済

就労支援センターについては周知が不足していたこと等から、利用者数が少ない状況であり、令和4年度にチラシの内容を見直し、また、市政だより令和4年5月15日号、令和4年8月1日号にも掲載し、利用促進に努めました。さらに、就労支援センターのリンクバナーを作成し、関連施設のWEBページに貼るなどして、WEB媒体での周知も行いました。しかしながら、令和4年度の利用実績は、新規22名、継続5名の合計27名と令和3年度と比較して大幅な利用者数の増加にはつながりませんでした。

このことから就労支援センター（意岐部・永和）に関しては、これまでの利用状況及び令和4年8月～10月に行った利用者への聞き取り調査の結果等を踏まえてセンターのあり方を検討いたしました。その結果、両センターについては、利用者数は少ないものの現在も継続して利用されている方もいることから令和5年7月より利用者数にみあった開館日数に縮小しました。あわせて就活ファクトリー東大阪の年齢制限を撤廃することで全ての方が相談を受けられるよう就労支援窓口を拡充する整理を行いました。

なお、就労支援センターの開館日の周知及び利用促進のために新たにチラシを作成し、さらに市政だよりの令和5年4月15日号、令和5年9月1日号に掲載いたしました。

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 5 年 9 月 4 日

3. 監査結果に関する報告

令和 4 年 8 月 10 日監報第 3 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

福祉部所管事務

認知症総合支援事業（福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課所管）

認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター等養成事業委託契約について

東大阪市認知症サポーター等養成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認知症サポーター養成事業、キャラバン・メイト養成研修事業及びオレンジメンバー養成事業について、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託している。

ところで、要綱のほかに仕様書がなく、講座開催や広報活動等について具体的に規定されていない。また、事業報告には認知症サポーター養成講座の実施状況は報告されているものの、その他の業務が具体的に報告されていない。

仕様書を作成し、委託先が行うべき業務を明確にしたうえで、適正な事業報告を求められたい。

措置内容

改善中

令和5年度契約より、業務内容や広報活動について明記した仕様書を作成し、適正な事務処理に努めております。まず、広報につきましては仕様書のなかで各講座について広報活動を行うなど普及啓発活動に努めるものとするとしており特に銀行、商業施設など認知症の人と接することの多い職域については積極的に浸透するよう規定しております。また事業報告についても仕様書で規定し、認知症サポーター養成講座以外の講座（キャラバン・メイト養成講座、オレンジメンバー養成講座）の実施状況について随時報告を受けております。今後、年度末に提出される予定の事業報告については仕様書に基づき従前より詳細な報告を求めて、適正な事務処理を行ってまいります。

介護予防 ICT 推進事業（福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課所管）

委託業務における安全管理について

介護予防 ICT 推進事業について、業者に委託しているが、仕様書において規定されている安全管理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 委託先の過失による事故等は保険加入などで対応すると規定されており、保険加入の有無を口頭で確認しているが、保険証書等による確認を行っていないもの。
- (2) 緊急時の対応として、事故が発生した場合は速やかに市、参加者家族に連絡を行うと規定されているが、緊急時の連絡先を任意による提出としているもの。
- (3) 参加者にプログラム内容やリスクの説明を行ったうえで、参加意思の確認を文書で行うと規定されているが、説明後の確認を文書で行っていないもの。

措置内容

措置済

- (1) 現在、当該事業については終了しておりますが、同様の事業において、保険証書の写しを提出させることにより確認を行い、適正な事務処理に努めております。
- (2) 現在、緊急連絡先を聴取する事業は行っておりませんが、同様の事業を実施する際には、参加者へ安全管理上の趣旨を丁寧に説明し、原則聴取することとし、適正な事務処理を行ってまいります。
- (3) 現在、リスク説明を参加前に求める事業は行っておりませんが、高負荷の運動など、事前にリスク説明等を実施すべき事業においては、事前の説明及び文書による参加意思確認を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。